

現在の「長野県人権政策推進基本方針」と世の中の動き

《資料の構成》

- ・「長野県人権政策基本方針」に沿って現在の施策の方向性を記載
- ・  : 基本方針策定(平成22年)以降の法律・計画・社会の動き など
(★は県の取組)

《全般》

1 人権の視点に立った行政

県行政すべての分野で人権の視点に立ち、総合的に行政を推進することにより、人権が尊重される長野県を築いていきます。

例えば、障害者の「自己実現、自立、社会参加」を実現するためには、ユニバーサルデザイン化や仕事づくりなどの具体的な施策が必要なように、福祉部門だけでなく、建設部門・労働部門など様々な分野が関係してきます。

このため、すべての県職員が人権行政の担い手であることを自覚し、常に人権の視点に立って制度や施策の企画・実行・点検・改善に当たります。

また、職員研修を通じて職員の資質の向上と人権意識の高揚を図ります。

2 人権教育・啓発

県民一人ひとりが、人権とは何かを理解し、日常生活の中で人権を尊重した態度や行動力が身につくよう、学校、家庭・地域、企業・職場など様々な場を通じての人権教育・啓発が必要です。

長野県教育振興基本計画においては、人権尊重意識の高揚を図るため、「県民の人権問題に対する正しい知識の習得と理解の促進」と「学校・社会における人権教育の推進」を行うこととしており、その取組と連携しながら教育・啓発を行っていきます。

人権教育・啓発は、一人ひとりの心の在り方(考え方)に関わることであり、押し付けにならないよう、自らの主体的な学習が生涯学習として推進されるように努めます。

人権意識は日々の生活など様々な事柄を通じ、自ら考える中から培われるものであることを伝えていきます。

また、同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・啓発として、発展的に再構築を図っていきます。

3 人権相談・支援

県民が人権問題に直面したとき、一人で悩むことなく、必要な情報提供や支援を受けながら、主体的な判断により問題が解決され、自己実現できるよう、相談体制の充実を図ります。

○「持続可能な開発のための2030アジェンダ」

…SDGs(持続可能な開発目標)の17目標・169ターゲットの達成を目指す。

★「しあわせ信州創造プラン 2.0～学びと自治の力で拓く新時代～」6つの基本方針のなかの1つとして「誰にでも居場所と出番がある県づくり」を掲げ人権を尊重する社会づくりを目指す。

《分野別施策の方向性》

【同和問題】

ア 実効性のある相談体制の構築

- 相談者の状況に十分配慮し、総合的・専門的に対応できるよう、相談体制を整備します。
- 同和問題の固有性に配慮し、問題解決に向けた有用な助言・情報提供を行います。
また、適切な関係機関の紹介やそれらと連携して問題解決への支援を行います。
- 隣保館は、住民の生活実態やニーズに応じた生活支援・自立促進などにおいて、大きな役割を担っていることから、総合的に活動を推進できるよう支援します。

イ 多様な手法による教育・啓発

- 県民一人ひとりが同和問題を理解するよう、学校、家庭・地域、企業・職場など様々な場を通じて教育・啓発を行います。
- 本県におけるこれまでの同和教育において培ってきた考え方や手法を有効に活用し、効果的な教育等に努めるとともに、偏見に対する新たな手法による教育等について研究します。
- 隣保館を拠点とした学習機会の確保、地域住民の交流促進などの取組や、県民等が主体的に行う啓発活動などを支援します。
- 企業に対しては、公正な採用選考が行われるよう、関係機関と連携して周知・啓発を行います。
- 県人権啓発センターでは、同和問題に関する情報の発信拠点として資料展示や情報提供、学習会への講師派遣を行います。また、県内隣保館と協力して有用な資料の収集・調査・研究を行います。
- 同和問題解決の妨げとなっている「えせ同和行為」をなくすため、同和問題に対する正しい知識と理解を広めるとともに、関係機関による情報交換や不当要求に対する毅然とした対応の徹底を図ります。

ウ 課題解決に向けた施策の推進

- 同和問題は、就労、教育、福祉など様々な分野にわたることから、全庁的な推進組織の連絡調整を強化し、課題解決に向けて各種施策を的確に活用し、「自覚」「自立」「自己実現」を支援します。
- 同和問題に関して、未だ解決されない課題の把握方法や情報化社会における新たな課題への対応について検討します。

○部落差別の解消の推進に関する法律（平成 28 年施行）

★部落差別の解消に向けた知事メッセージ（令和元年 12 月）

【外国人】

ア 多文化共生のための教育・啓発

- 学校や地域、企業において、外国人に対する偏見や差別をなくし、異文化を尊重し、異なる習慣や文化を持った人々と共に生きていく多文化共生についての教育・啓発を行います。
- 学校において、日本と諸外国との歴史的関係を正しく理解・認識するための教育を行います。
- 地域住民と外国人との交流を通じて異文化の理解を深めます。

イ 外国人に対する生活相談・支援

- 相談窓口では、相談者の状況を十分理解し、個々の問題の解決に向けた情報提供・支援など、関係機関と連携して多言語で相談に応じます。
- 専門的な人権問題については弁護士等の専門家と連携し、多言語で相談に応じます。
- 医療機関において外国人が安心して必要な診療を受けられるよう、医療通訳者の人材養成や通訳派遣などの支援を行います。
- 外国人労働者の雇用管理を改善し、適正な労働条件及び安全衛生を確保しつつ就労できるようにするため、関係法令等の企業への周知・啓発を図るとともに、労働相談による支援を行います。
- 日本語を十分理解できない外国人向けに多言語での情報提供を行うなど、コミュニケーション支援を行います。

ウ 教育環境の整備

- 外国人児童生徒が、環境に適応して学校生活を送ることができるよう、小・中学校・高等学校における支援の一層の充実を図ります。
- 外国人児童生徒の就学の機会を確保するとともに、不就学の児童生徒の減少を図るため、母国語教室に対し企業・県民と一体となって支援を行います。

○本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）（平成 28 年施行）

○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 29 年施行）

○外国人の収容の在り方などを見直す出入国管理法をめぐり、政府・与党は改正案の成立を見送り（令和 3 年 5 月現在）

★長野県多文化共生推進指針 2020（令和 2 年 3 月）

【女性】

ア 男女共同参画社会づくりに向けた啓発

- 固定的性別役割分担意識の解消に向け、学校、家庭・地域、企業・職場において、男女平等教育や啓発活動の充実を図ります。
- 幼稚園・保育所及び学校では、発達段階に合わせ、男女が互いの個性や能力を尊重し合い、相互の深い理解と信頼のもとに協力して行動する心や態度の育成を図ります。
- 企業へは、労働教育等を通じて、労働基準法や男女雇用機会均等法の周知・啓発を図り、雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保を推進します。
- 県の広報出版物等公的広報において、性別固定観念にとらわれない表現を推進するとともに、固定的な性別役割分担意識にとらわれない表現などについて、メディアの自主的な取組を促します。

イ 行政・地域・企業における政策・方針決定の場への女性の参画

- 県職員・教員の意識啓発及び人材育成を図り、女性職員・教員の職域拡大と管理職等への登用を促進するとともに、審議会等の女性委員の比率向上に努めます。

- 地域では、自治会や公民館等地域組織のリーダーを対象に、男女共同参画の視点から、地域のしきたりや慣習の見直しに関する啓発活動を進めます。
- 企業の経営者等にポジティブ・アクションの推進を働きかけ、女性の管理職等への参画を支援します。

ウ 多様な活動や働き方が実現できる環境づくり

- 県次世代育成支援行動計画等に基づき、男女が共に子育てに関わる意識の啓発や市町村の実施する多様な保育サービスの提供を支援するなど、子育てと仕事が両立できる環境づくりを推進し、出産・育児により女性の社会参加の機会が制限されることのないように努めます。
- 誰もが仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など様々な活動を自分の希望するバランスで展開できる社会づくりに向けた啓発を行います。
- 仕事と家庭生活の両立支援に取り組む企業を登録・表彰し、これらの企業をPRすることなどにより、企業の取組を促進します。

エ あらゆる暴力から女性の人権を守るための環境づくり

- 「長野県配偶者からの暴力の防止及び被害者のための支援基本計画」に基づき、DVの防止に向けた地域のネットワークの構築や啓発を行います。
- 被害者の保護と自立を支援するため、関係機関と連携・協力して、相談・保護支援体制を強化します。
- 被害者に対する相談・支援の取組が強化されるよう、市町村に働きかけを行います。
- セクシャル・ハラスメント、性犯罪・ストーカー事案の防止と売買春・人身取引を撲滅するため、啓発・相談などの取組を進めます。

○ジェンダーギャップ指数：153 か国中、121 位

○ #MeToo 運動やフラワーデモなど、女性が性被害やセクハラに対して声を上げる運動の広まり

★長野県性暴力被害者支援センター「りんどうハートながの」設置（平成 28 年 7 月 27 日）

★第 5 次男女共同参画計画（令和 3 年度から令和 7 年度）

★第 5 次長野県配偶者からの暴力の防止及び被害者のための支援基本計画（令和 3 年度から令和 7 年度）

【子ども】

ア 子どもの人権の啓発

- 子どもを健やかに育てるための環境づくりに努めるよう県民意識の高揚を図るとともに、児童虐待・いじめの防止などについての啓発を行います。
- 青少年の健全育成について、県民・関係業界・行政が協力して健全な環境づくりに努めるよう啓発を行います。

イ 人権に配慮した学校教育の推進

- いじめ、体罰を防止するため、教職員の人権感覚を磨き、人権教育を推進することにより、子どもの人権尊重意識の向上を図ります。
- 子どもには、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる人権感覚の育成に努めます。
- 障害のある幼児児童生徒を正しく理解し、教育的ニーズに応じた学習支援を推進します。

- 外国人児童生徒への日本語指導など、学びの場のための環境整備を進めます。
- 不登校やいじめ等の悩みを抱える子どもや保護者に対して、学校、家庭・地域、関係機関が連携して支援するとともに、専門家等による相談支援を行います。

ウ 子育て支援の充実

- 家庭や社会全体で子どもを育てていくよう、育児や子どもに関する相談・支援を行うとともに、学習会等により子育てに関する情報提供を行います。
- 多様な保育サービスの提供などを支援し、子育てと仕事を両立して、安心して子育てができる環境づくりを進めます。

エ 児童虐待の防止等子どもの安全確保

- 市町村との連携を強化するなど、児童虐待に関する通告及び相談体制を充実します。
- 児童虐待に速やかに対応するため、児童相談所における一時保護所の機能強化を図ります。
- 保健・医療・教育・警察など、関係機関の連携を強化し、市町村等身近な地域のネットワークづくりを支援することにより、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めます。
- 子どもが被害者となる凶悪事件やその前兆となる声かけ事案を防止するため、学校関係者やボランティアと協働し、地域で子どもの安全を確保する取組を進めます。

○いじめ防止対策推進法（平成 25 年施行）

…いじめの定義に「インターネットを通じて行われるものも含む」が追加

○子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 26 年施行）

○ヤングケアラー（家族の介護・家事を行う 18 歳未満の子ども）が就職できない、学校へ行けない等の問題、厚労省・文科省の共同プロジェクトチームが、「ヤングケアラー」の支援策を発表
(令和 3 年 5 月現在)

○18・19 歳の厳罰化を図る改正少年法が成立（令和 3 年 5 月）

★長野県子どもを性被害から守るための条例（平成 28 年 11 月 1 日施行）

★長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例（平成 26 年 7 月 10 日施行）

★長野県子ども・若者支援総合計画（平成 30 年度から令和 4 年度）

【高齢者】

ア 高齢者の人権を尊重する意識の醸成

- 学校、家庭・地域において、高齢者への尊敬や感謝の心を育むとともに、高齢者虐待防止に向けた啓発を行います。
- 認知症の高齢者について、家族や地域の理解を深めるために啓発を行います。

イ 高齢者の生きがいつくり

- 高齢者が地域活動等を通じて社会参加ができるよう、生きがいつくり活動を支援します。
- 高齢者の豊かな経験や知識・技術を活かし、高齢者の意欲と能力に応じて就業できるよう支援します。

ウ 高齢者が安心して生活できる環境づくり

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、高齢期の身体的な特性に配慮した医療・介護の一体的なケアが提供される環境づくりを推進します。
- 介護サービスの質の向上や介護保険制度の安定的な運営を行います。
- 認知症を早期発見し適切な対応を行うため、医療と介護が連携した支援体制づくりを推進します。
- 介護保険や高齢者虐待に関する相談については、市町村や関係機関と連携して対応します。
- 高齢者が地域で安心して快適に暮らせるよう、公共施設のバリアフリー化を進めるとともに、高齢者向けの公営住宅の建設や個人住宅のバリアフリー化を支援します。

エ 高齢者の権利擁護

- 高齢者の虐待防止に向け、介護サービス事業者に対して研修を行うとともに、市町村が行う取組に関し、情報提供や助言を行います。
- 認知症等により判断能力が十分でない方の権利を守るため、成年後見制度の普及・活用を促進するとともに、市町村及び社会福祉協議会の取組を支援します。
- 高齢者を振り込め詐欺や悪質商法等の被害から守るため、啓発や情報提供を行います。

★第8期長野県高齢者プラン（令和3年度から令和5年度まで）

【障がい者】

ア 障がい者に対する理解の促進

- 地域社会の中で、障害者の人権尊重と権利擁護が図られるよう、障がいや障がい者に対する理解と認識を深めるための啓発を行います。
- 学校では、特別支援学校や障害者施設等との交流を始め、教育全体を通じて障がい者に対する理解や、社会的支援・介護福祉などの課題に関する理解を深める教育を推進します。
- 障がい者との交流・コミュニケーション支援の充実やスポーツ・芸術文化活動の振興などを通じて、障害者に対する理解の促進と社会参加を推進します。

イ 障がい者の就労促進

- ハローワーク、障害者総合支援センター等関係機関と連携して職業相談・求人開拓などを行い、障害者の一般就労を促進します。
- 一般就労が困難な障害者の経済的自立を支援するため、福祉的就労の場の提供を行うとともに、障害者授産施設等の受注機会の拡大を支援し、工賃の増大を図ります。
- 障がい者の県職員としての採用に引き続き努めるとともに、採用対象者の拡大について検討します。

ウ 障がい者の権利擁護の推進

- 障がい者が住み慣れた地域で安心した生活が送れるように、人権擁護のための相談・支援を行います。
- 障がい者の権利を守るため、関係機関と連携して成年後見制度の普及・活用を促進するとともに、市町村及び社会福祉協議会の取組を支援します。

- 社会福祉施設や精神科病院において、障害者等の処遇や金銭管理等が適正に行われるよう、指導を行います。

エ 安心して生活できる地域づくり

- 障がい者が住み慣れた地域で安心した生活が送れるように、精神保健・医療などの相談・支援を行います。
- 障がい者に限らず誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進するため、公共施設や病院等の公共的建築物のユニバーサルデザイン化を推進します。
- 障がい者の活動範囲を広げ、社会参加を促進するため、移動が困難な障害者に対する移動支援や交通施設の整備を進めます。

- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 28 年施行）
…障がいを理由とする差別（①不当な差別的取り扱い、②合理的配慮の不提供）の禁止
- ★長野県障がい者プラン 2018（平成 29 年度から令和 4 年度まで）
- ★長野県障がい者共生社会づくり条例（仮称）の検討

【HIV感染者・ハンセン病元患者等】

ア 正しい知識の普及啓発

- HIV／エイズ、ハンセン病、ウイルス性肝炎等の感染症に関し、正しく問題を理解するための教育を行います。
- HIVについては、医療従事者向けに研修を行うとともに、学校では性教育との関連を考慮し学習を行います。
- ハンセン病については、患者に対する誤った隔離政策などの歴史を踏まえ、元患者の生き方や思いに学ぶ交流や学習を進めます。

イ 検査・医療体制の充実

- 感染の不安を持つ者のプライバシーに配慮して、迅速かつ安心して検査が受けられるよう、保健所等において検査を実施するとともに、患者・感染者の社会的・精神的な問題を軽減するための個別相談・支援を行います。
- 患者・感染者が安心して医療を受けることができるよう、医療従事者の知識・技術の向上を図ります。

- ハンセン病問題元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年 11 月施行）
- ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年 11 月施行）
- 長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例（令和 2 年 7 月施行）

【犯罪被害者等】

ア 犯罪被害者等に対する理解の促進

- 犯罪被害者等の直接的・間接的被害に対する現状や援助の必要性について、関係機関職員及び県民の理解を促進するための啓発を行います。
- 行政機関等の職員が、窓口や相談機関等で不適切な対応をして犯罪被害者等に二次的被害を与えることのないよう、研修を行います。

イ 関係機関・団体の連携

- 犯罪被害者等のニーズは、生活上の支援を始め、医療・裁判に関することなど、極めて多岐にわたっていることを踏まえ、総合的に支援を行うために、司法・行政・医療等の犯罪被害者支援に関係する機関・団体等の相互の連携を図っていきます。

ウ 適時適切な犯罪被害者等への支援

- 犯罪被害者等の状況に応じ、犯罪被害者等が必要とする情報の提供、精神的被害に対するカウンセリング、犯罪被害給付制度による経済的支援、被害者の安全確保など、関係機関と連携して適時適切な支援を行います。

○坂城町犯罪被害者支援条例（令和2年9月）

★長野県性暴力被害者支援センター「りんどうハートながの」設置（平成28年7月27日）

★長野県犯罪被害者等支援条例（仮称）の検討

【中国帰国者等】

ア 市町村による取組の支援

- 帰国者等の地域生活における自立を支援していくため、日本語学習の支援など、市町村の取組を支援します。また、保健福祉事務所の中国帰国者支援相談員により、市町村の支援体制の整備に対して支援していきます。

イ 生活支援の実施

- 高齢基礎年金の満額支給の対象とならない65歳未満の帰国者に対し、経済的支援を行います。
- 永住帰国する残留邦人で在日親族がいない場合に、帰国後の日常生活面の相談・助言を行う身元引受人のあっせんなどを行います。

【インターネットによる人権侵害】

ア 学校・社会における教育・啓発

- 学校において、インターネット・携帯電話などを正しく利用するためのルールやマナーの指導を行います。
- 児童生徒、保護者、教員、地域住民等に対する講習会の開催を支援します。

イ サイバー犯罪への適切な対応

- インターネット上に掲載された情報が人権を侵害する場合には、人権を侵害された人に対し、プロバイダ等への削除依頼の助言を行います。
- サイバー犯罪として取締りの対象となるケースについては、あらゆる法令を適用した適切な措置を講じます。

○ネット上での誹謗中傷等による自殺等が社会問題化し、インターネット上で誹謗中傷の投稿をした人を特定しやすくするための、プロバイダー責任制限法の改正案が成立。（令和3年4月）

○新型コロナウイルス関連の陽性者や店に対する中傷メールや誤情報のツイートによる人権侵害、デマの拡散、ニセ情報の拡散。

《様々な人権課題》

【アイヌの人々】

○アイヌ民族支援法（平成30年4月）

【刑を終えて出所した人】

【性的指向及び性同一性障害】

○改正労働施策総合推進法（令和元年6月）

…パワーハラスメントとして、精神的な攻撃（人格を否定するような言動。相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を含む）、個の侵害（労働者の性的指向・性自認や病歴、不妊治療等…を本人の了解を得ずに暴露すること）を定義

○性的指向や性自認についての法案について、内容を「国民の理解増進」（与党）とするか「差別解消」（野党）とするか議論に（令和3年5月現在）

★性の多様性を尊重する職員ガイドライン（令和2年3月）

【ホームレス】

【北朝鮮当局による人権侵害】

人権課題の分野別項目について

国		長野県
法務省 啓発活動強調事項 令和3年3月時点	人権教育・啓発に関する基本計画 平成23年4月1日閣議決定（変更）	人権政策推進基本方針 平成22年2月策定
<p>強調事項 17 項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 女性の人権を守ろう 2 子どもの人権を守ろう 3 高齢者の人権を守ろう 4 障害を理由とする偏見や差別をなくそう 5 部落差別（同和問題）を解消しよう 6 アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう 7 外国人の人権を尊重しよう 8 感染症に関連する偏見や差別をなくそう 9 ハンセン病患者・元患者・その家族に対する偏見や差別をなくそう 10 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう 11 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう 12 インターネットによる人権侵害をなくそう 13 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう 14 ホームレスに対する偏見や差別をなくそう 15 性的指向及び性自認（性同一性）を理由とする偏見や差別をなくそう 16 人身取引をなくそう 17 東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう 	<p>各人権課題に対する取組</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 女性 2 子ども 3 高齢者 4 障害者 5 同和問題 6 アイヌの人々 7 外国人 8 HIV感染者・ハンセン病患者等 9 刑を終えて出所した人 10 犯罪被害者等 11 インターネットによる人権侵害 12 北朝鮮当局による拉致問題等 13 その他 	<p>分野別施策の方向性</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 同和問題 2 外国人 3 女性 4 子ども 5 高齢者 6 障害者 7 HIV感染者・ハンセン病元患者等 8 犯罪被害者等 9 中国帰国者等 10 様々な人権課題 <ol style="list-style-type: none"> (1) アイヌの人々 (2) 刑を終えて出所した人 (3) 性的指向及び性同一性障害 (4) ホームレス (5) 北朝鮮当局による人権侵害 11 インターネットによる人権侵害